

人口問題研究所  
研究資料第九三號

# 社会階級別育兒費調查報告

昭和二十九年二月二〇日

厚生省・人口問題研究所

はしき

本報告は昭和三十九年度に東京都内の公務員及び千葉縣下の五箇農村について行われた  
「社会階級別育児費調査」の検討及び分析結果の報告書で、監川博一校長の責任担当に  
よる。

昭和三十九年二月二〇日

人口動態研究所

この資料は当研究所が昭和二六年夏の育児調査として、昭和二六年一月に都内公務員並びに千葉県東葛飾郡葛飾町の職家母帯に就き家計簿形式によつて行つた調査の結果である。結果表の解折に入る前に一応本調査の対象並びに方法に就いて簡単に述べて置く事にする。

1. 調査対象について

今回の調査の目的は、都市生活者と職家母帯に於ける育児費支出の差違に就いて比較してみる事にあつた。勿論都市生活者と云つても肉体力労働者、販賣、商人、職人、重役等様々の階級があり、一方職家母帯と云つても地域的差違内容的に色々型の型が存在する訳であるが、今回は一応都市に於けるドマンとして都内居住の公務員及び自帯、近郊農村の一つとして葛飾町の職家母帯の母帯を取らうとした。尚我々は調査対象として、専業主帯に就いては、夫婦及び一五才未満の子供の自帯のみを限定し、一歳以下の乳児の自帯は除外する事とした。勿論現実の自帯の内には専業主帯以外の家族員を含む自帯が若干存在してゐるのであるが、育児費の研究の参考になるのは夫婦と子供のみを自帯に於ける家計内容であり、子供の増加に伴う家計支出の變化、及び育児費の變化を更なるためにも、断然に條件を同じくする自帯を選んだ方が好都合なのでこの様に調査自帯を限定したのである。

註、尚葛飾村職家母帯の場合には特に階層別の比較が重要なので、一応階層を五反未満、一町五反未満、一町五反以上の三つに区分し、之を三階層の内からそれぞれ前述の條件に適合する職家母帯を選んだのであるが、その村の職家は一般に家族構成が複雑で経緯規模も互異から一町五反の中層層の単位が適当なので、特に一町五反以上の職家はついでに調査対象を求めたのが困難であつた。

を不致に、主及未滿五斗戸（この内五斗は白帯主がザラリマンであり、寧ろ飯米費の性格が強いので特に他と區別して外勤白帯として一括した。尚五反以上の農家はつひては、斯る性格の農家は存在しなかつた。）一町五反未滿九斗、一町五反以上八斗と分つて、之等田の平均耕地面積は村平均の一町七畝に對し六反四畝と著しく窄縮になつて了つた事を酌記して置く。尚公務員田の白帯はつひては、その收支状況及び家族員数より見て一般公務員の生活水準を若干上廻つてゐるのであるのではなからざる。

### 3. 調査方法は就いて

調査方法は、前述の簡易白帯への年計速を配り、之は一月一ヶ月間の現金並びに物品の收支を記入して貰ひ（註）特に一斗未滿の子供に對しての支出は、その子供が乳兒（一斗未滿）の場合（註）未就学（六斗未滿）の場合（註）小学校生徒（一斗未滿）の場合（註）新制中等（一斗未滿）の場合には（註）と酌記して貰う等取した。後家計費中の教育費は、之等の特に子供の爲に支出した費用を表してゐる。

註 物品支出の記入に就いては、農家白帯は散漫が多かつたので、農家白帯の場合には之を省き公務員白帯のみ当該費目内には現金支出に換算して繰り入れた。従つて農家白帯の家計費は現金支出部分についてのみの計算であること注意して置く。

尚家計費の集計方法を就いては、特に買入の範疇の取り方等に細かな問題があるがこゝでは省略する。

## 工 部市公務員白帯の育児費

年令グループ別育児費

第一表 公務員世帯の年令グループ別一人当り純育児費

	乳 児 1才未満	幼 児 1~6才未満	児 童 6~12才未満	生 徒 12~15才未満
食 費	7627.00 <sup>円</sup>	76.81 <sup>円</sup>		
牛 乳 代	961.22	197.22	77.00 <sup>円</sup>	
尚 食 費	2722.00	361.77	158.51	537.00 <sup>円</sup>
被服及び副用品代	166.67	732.03	481.71	
玩 具 代	33.89	22.27	13.66	
保健衛生費	156.00	64.92	45.77	70.00
医 療 費	344.00	22.87	11.33	
教 育 費			391.31	515.00
その他(小遣い含む)	8.33	11.64	52.46	300.00
総 額	2,287.11	1,703.25	1,025.70	1,422.00
例 数	2 例	26 例	17 例	1 例

公務員四の世帯中の初子世帯三四に於ける一才未満の子供五五名に就き、我々の所謂純育児費が子供の成長に伴ひ如何に变化するかを、乳児(一才未満)、幼児(一才一才一才)、児童(一才一才一才)、生徒(一才一才一才一才)に分けて集計した結果が第一表である。

之に依ると子供の成長に伴ひ牛乳代、医療費、保健衛生費の遞減、教育費、その他の主に子供の小遣いへの増加の傾向が見られる。尚食費については、生徒の五三と四は一例故之を除外すれば、学令前の幼児が最も高く、入学と共に漸減少するのでないかと思われる。尚食費、被服身廻費については、食費は大人との共同分が除外されたり、被服身廻費は手持分の計算がなされていないので、之等の数値大からは判断出来ない。尚之等の純育児費の総額に就いて見ると寧ろ年

今の低いもの、方が支出の多い事が注目される。

所て、以上の数値は特に子供の爲に支出した費用に関するもののみであり、更に大人との共同分となつていゝもの、内食費相当分が多く減れている。それ故之以外の基本的支出として更に食費、光熱費、住居費を推計によつて加へ、假に之を育児費總額と見做した結果が才二表である。

才二表 保令ダレ一子類一人當り總育児費

	飲食費		被服及び 娯楽代	教育費	住居費	光熱費	その他	總額
	食費	内食費						
乳児	1303.22	272.08	186.87		107.83	225.42	947.22	2576.16
幼児	968.17 (1225.00)	361.72 (350.00)	793.03 (497.50)		203.26 (192.00)	225.42	932.27 (355.00)	2724.97 (2529.50)
児童	1464.03 (1497.25)	158.37 (304.00)	481.31 (676.25)	591.31 (676.25)	308.09 (292.00)	225.42	171.92 (369.50)	3301.10 (3262.00)
生徒	2357.78 (2043.00)	537.06 (724.50)	1848.60	515.00 (394.00)	497.98 (564.00)	250.84	374.00 (428.00)	4530.60 (4735.00)

註(一)内は労働科学研究所「児童の生活費に関する研究」(厚生大臣官署総務課社会保障資料No.

一五)所載の児童の最低生活費。尚之は性別並びに年令別の区分が更に細かく計算されて居る費用分類も我々のとは若干異なるのであるが、我々の調査と比較出来る様は上表の様に計算した。それ故若干のずれは免かれなかつたが大體の概略は可能であると思ふ。尚この最低生活費とは、預蓄に依れば、健康に生活出来る又でなく文化的な最低限度の生活を維持する爲に必要費用を意味する。

註二、費目別総育児費支出の算定方法は、さ簡單に説明すると、食費、光熱費の場合には、之等の個人別支出が各年令グループ別の必需熱量に正比例するものと仮定し、食費総額（後出才六表の一般生活費中の主食並びに副食費十総育児費中の食費牛乳代）、光熱費（什器費を含む）総額をば各年令グループ別の必需熱量の割合の六千六〇〇カロリー、妻二千三〇〇カロリー、中学生徒二四五〇カロリー、小学生四〇〇六〇カロリー、小学一〜三年一七〇〇カロリー、四〜六才一七三〇カロリー、一〜三才七三〇カロリー、乳児五〇〇カロリー）に配分した結果の數値をとつた。

（尚乳児に就いては斯る仮定に基く算定では四八一二円となつたが、之では我々の調査結果乳児の食費十年乳代一三〇三二円と余りに背馳するので現実を尊重して一三〇三二円と訂正した。）

住居費は住宅研究で用いられる成人率に依り一ニ才以下は〇・五、一ニ才以上は一・〇と見做し、住宅費総額を配分した結果である。

更に参考として之を勞働科學研究所が「児童の生計費に関する研究」に於て算出している児童の最低生活費の月割支出（括弧内の數値参照）と比べて見た。勿論我々の調査は一月一ヶ月間丈のものであり、生活費中の手持品（消費）の消却分等も計算されてはいないが、この最低生活費算定の基礎になつてゐる物価水準が大体昭和二六年中頃と且その後一二月迄の物価水準に余り変動がないことを考へ合はせると、我々の調査した公務員帯の育児費は大体この最低生活費線を維持してゐると見てよいであらう。

## 2. 子女教別育児費

（扶養子供數の増加に伴ひ育児費は如何に變化するか？）

表三 公務員白帯の子女数別一人当り純育児費

	一子白帯	二子白帯	三子白帯	平均
食費	119.35	165.61	146	83.78
牛乳代	614.65	261.67	56.63	273.90
肉食代	536.45	356.97	270.92	316.11
被服身用品代	655.00	754.45	274.17	530.42
玩具代	82.12	81.95	42.46	66.49
保健衛生費	98.06	63.89	63.29	73.49
医療費	220.00	41.97	33.50	107.09
教育費	25.29	77.06	266.04	137.02
その他	44.11	71.72	87.08	82.78
総額	3271.53	4845.27	1078.55	1673.08
例数	17	18	24	59

以上に於ては年令別の純育児費及び総育児費の變化を明らかにし、之詳グループ別支出の最低基準との比較をも試みたのであるが、併し之詳の育児費支出を一家族当りの子女数別に更た場合はどうなるであろうか？

表三表の子女数別一人当り純育児費を見ると、(勿論この場合、前の年令グループ別の考察に於ても明らか如く、子供の年令別に育児費の支出構造も支出額も異つて居り、而も子女数別の区分の内には様々の年令の子供が異なる割合で含まれて居る訳であるから、この儘比較する訳には行かないのであるが)子供数の増加につれて純育児費の額は低下し、特に三子白帯の純育児費が一人当り一〇五八、五五円と年令グループ別の最低一四三二円を割つて居る所から見て子供数の増加に依つて純育児費の低下する事が一應推測される。

そこでこの傾向を確かめる一つの操作として、前の年令グループ別一人当り平均純育児費を仮に各年令グループ別一人当りの標準支出と見、この標準支出を子女数別に於



表 1 公務員世帯に於ける子女別純育児費支出額の標準支出換算率に於ける割合

	A 実支出 総額	子供1人当り 実支出額	B 標準支出 総額	子供1人当り 標準支出額	A/B
一 一子世帯	30633.00	2272.00	31640.36	1861.00	122.10%
二 "	34114.00	1875.00	30438.91	1892.00	112.00%
三 "	26365.00	1098.00	37518.12	1846.00	46.72%

け年令グループ別の子供数に掛け合せた事に依つて、子女別世帯の純育児費の標準支出の総額を算出し、その算出の仕方を本的に説明すると、例之は一子世帯は一七、従つて一七人の子供が居る之等の子供に就いて實際に支出された純育児費が三八六三三〇〇円となる。所が之等一七人の子供は先年の令グループ別の純育児費を掛け合せた、三八六一八九、一七一〇、一七〇、五十一、一四七、五七〇、一三、一六四、〇八六が標準支出総額となる訳である。

之をみると一子世帯では実支出は標準支出の一三二%、二子世帯では一一二%、と共に平均を越えてゐるが、三子世帯になると六六%と急激に低下してゐる。勿論これは養育費総額に就いての計算ではないのではあつたが、之に依つても、三子世帯の育児費支出は恐らく先の労働科学研究所の職生活費を基に下廻るものと思つて間違ひない。

尚以上の様な子供数の増加に依る一人当り純育児費の低下は、後の分布表(才五表)に於ても明らかである。勿論一人当りの支出はこの表の採に雑多であり、上下のふれも甚だしいのであるが、子供数の多くなる事は、子供数の増加に伴う家計費の節減に依る育児費の正味の傾向を或程度表はしてゐるのではなからうか。又先の年令グループ別の一人当り平均純育児費以下の支出額の子供数も、一子世帯に於ては一七人中七人、二子世帯では八人中五人、三子世帯では五人中二人と増加し、特に三子

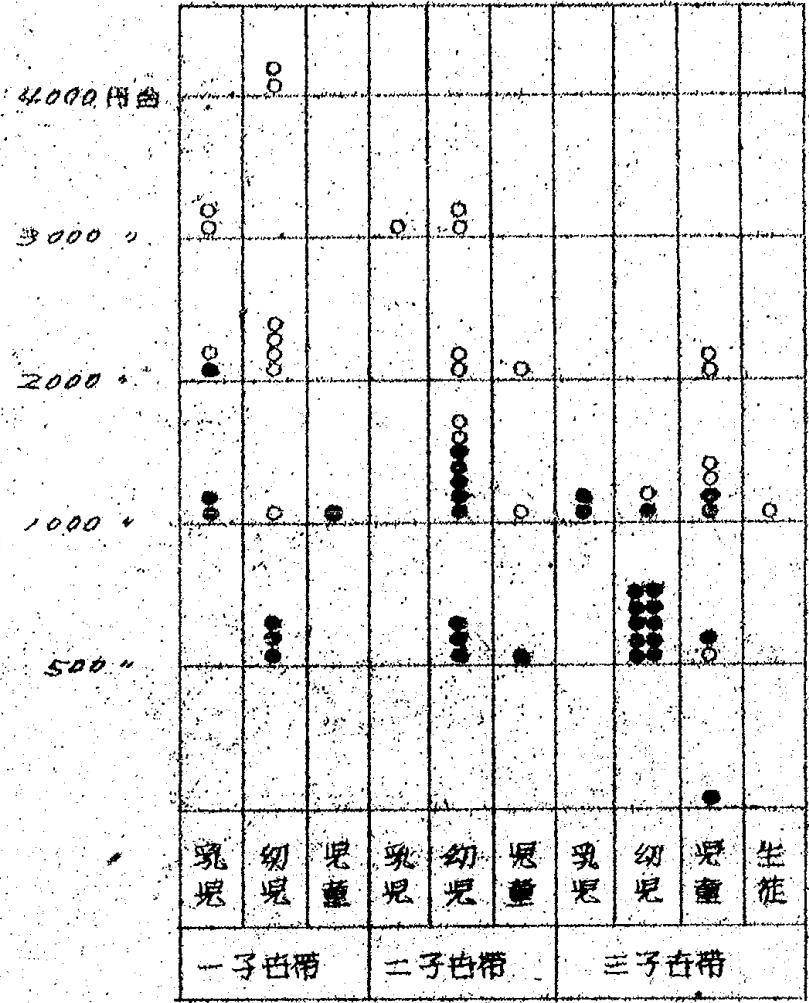
(7)

## II、公務員世帯の育児費の家計費との関係

### 公務員世帯の家計費

以上の如き育児費支出は家計全体の内に於ける他の一般生活費支出と如何なる関係にあり、両者を含めた家計費全体の内どれ位の割合を占めているであろうか。それらの分析に入る前に先づ之等

表五 一人当り純育児費額の分布



世帯の3/4が平均以下になっている事が注目されねばならぬ。

註 ○印は各年齢group別の平均純育児費に等しいか又はそれ以上の支出をしてゐる場合。●印はgroup別平均純育児費以下の支出をしてゐる場合。

表 公務員白帯の子女数別家計費

			無子白帯	一子白帯	二子白帯	三子白帯	平均	
家計費	一般生活費	飲食費	米麦類	1107.30	1267.52	1537.17	2116.21	1476.71
			小麦粉パン類	220.00	750.93	935.44	1195.07	809.68
			外食	18.00	72.47	59.22	142.00	82.56
		小計	1345.30	2090.92	2531.61	3453.28	2348.95	
		副食費	蔬菜類	627.90	784.47	980.22	1471.77	945.58
			魚介類	492.30	544.20	727.37	1051.43	681.42
			肉卵乳類	584.60	794.53	744.44	944.43	782.00
		その他	78.80	146.67	147.33	182.14	144.31	
		油脂調味料	359.40	561.23	630.33	749.91	626.00	
		小計	2145.00	2831.10	3229.71	4599.10	3119.31	
	嗜好品費	茶葉その他	553.80	598.97	434.67	628.00	557.01	
		酒		101.52	127.78	234.29	119.81	
		煙草	308.00	348.67	153.33	267.14	275.33	
	小計	361.80	1048.56	715.78	1129.43	776.15		
	合計	4252.10	5970.58	6507.10	9181.81	6524.41		
	住宅費	住宅費	932.00	671.87	517.33	776.29	659.61	
		家具什器	409.00	200.00	890.33	827.14	426.33	
		小計	1341.00	871.87	1407.66	1103.43	1116.14	
		光熱費	621.90	845.80	975.11	992.14	875.48	
		被服費	2461.90	428.43	971.66	961.57	951.16	
		保健衛生費	546.40	384.13	482.89	343.43	423.44	
		図書娯楽費	655.90	555.57	791.50	802.43	676.49	
		交通費	674.00	486.00	763.00	659.00	615.00	
通信費		1080	36.53	82.78	232.43	87.61		
交際費		785.10	551.93	457.11	436.71	538.28		
雑費	820.10	203.60	965.89	902.00	615.60			
純育児費		2271.53	3790.43	3295.65	2167.56			
合計	12270.50	12605.99	17195.13	18910.60	14886.17			
実支外支出	貯蓄金	20.00	618.52	688.89	978.6	449.01		
	保健料	47.00	173.13	137.22	355.86	181.61		
	買戻還	343.00	280.00	129.44	428.57	280.00		
	租税その他の諸負担	168.20	1.33	89.22	3390.07	46.22		
	翌月への繰越	3037.64	2417.64	2791.95	4272.36	2776.35		
合計	3615.84	3490.92	3836.72	4272.36	3732.19			
合計	15886.34	16096.91	21031.85	23182.96	18618.36			

公務員白帯に於ける一般生活費及び家計費に就いて若干検討してみよう。

註、実支出の内純育児費が特に子供の方の支出であり、一般生活費が、それ以外の親及び子供の共同支出分である。

11)

表7 公務員古帯の一人当り費目別家計費(純育児費分も該当費目に配分)

	無子古帯	一子古帯	二子古帯	三子古帯	平均
主食費	134530	209092	256161	345328	236895
副食費	214500	356110	408426	477436	370664
嗜好品費	86180	138521	142972	194218	144211
A、食料費総額	435210	703723	807579	1016982	751800
住居費	134180	87187	140766	110343	111614
光熱費	62190	84580	97511	99214	87548
被服費	246190	108345	248055	176407	173354
雑費	349280	276764	425622	486114	364301
B、実支出総額	1227580	1260599	1719513	1891060	1488617
A/B(インゲル系数)	35.5	55.8	47.0	53.8	50.5

表8 公務員古帯の消費単位当り費目別家計費

	無子古帯	一子古帯	二子古帯	三子古帯	平均
主食費	70805	92519	93353	101151	93053
副食費	112895	157571	148843	139847	145644
嗜好品費	45358	61292	52103	56889	56676
食料費総額	229058	311582	294299	297887	295403
住居費	70621	39575	51300	32321	43856
光熱費	32732	37425	35536	29061	34400
衣料費	129574	47940	90399	52257	69116
雑費	183832	122462	156110	142388	143141
実支出総額	645832	557787	627644	553914	584919
実支出外支出	30432	47490	38075	25843	37558
総生活費	676249	605277	665719	579757	622477
消費単位	1.9	2.26	2.74	3.41	2.55

表 公務員世帯の一人当り平均収入構成

			無子世帯	一子世帯	二子世帯	三子世帯	平均
勤 勞 主 收 入	世 帯 主	本業収入	10707.67	12134.00	14515.22	17075.75	13444.13
		副業収入	1483.33	402.094	1710.00	1329.33	1059.38
	妻	勤 務	1415.67		919.00		419.13
		内 取		67.65	155.56	87.50	81.25
A、勤務収入総額			13606.67	12604.59	17299.78	18492.63	15003.94
勤 勞 外 收 入	財産その他に依る			712.76	538.89	37.50	431.68
	被 贈	現 金		70.59	183.33		71.25
		物 品		96.47	233.33	418.89	187.75
B、勤勞外収入総額							
A+B実収入総額			13606.67	13484.41	18255.33	18942.02	15674.62
実 收 入 外 收 入	前月よりの繰越		693.00	1393.96	1145.19	2592.81	1474.71
	財金引出		1147.67	764.71	1631.33	187.50	704.55
	財産売却		53.33	4.71			10.00
	借 入 金		366.67	444.12		1281.25	500.00
	そ の 他					172.38	34.48
総 收 入			15886.34	16076.91	21031.85	23182.96	18618.36
消 費 単 位			1.9	2.3	2.7	3.4	2.5

オ六表は純育児費を除く子女数別の一般生活費について費目別に集計した結果であり、更にオ七、オ八表に於ては純育児費をも之等の費目別に分類して一般生活費との合計に依り、一戸当り並びに消費単位当りの家計支出を算出した。

勿論我々の調査の様に例数も少く、従つて偶然的な支出のふれが大きく影響する場合は、之等の表から何らかの規則性を推定する事は仲々困難であり且危険でもあるが、まずオ六表に於ける一般生活費の内、手持の消費分も明らかであり且偶然的な支出の割合が比較的少ない飲食物費に就いて見ると、飲食費総額は勿論家族員数の増加に伴い递增しているが、この内でも主食費の増加傾向が副食費よりも強く、しかも副食費に於ては必需性の最も高い蔬菜類調味料の増加傾向が最も高く、魚介類、肉卵乳類の順に増加率は減少する。之等の事實は子供数の増加に伴う家計費支出の増大が飲食費の場合にどの様な傾向にせよせよされて行くかを示すものであろう。尚主食費支出に於て注目されるのは、子供数の増加と共にパン食が増え米麦費の割合が相対的に減少する事であるが、之は子供の消費分が共同分として一般生活費の内に含まれてゐる爲と想はれる。

所で以上の様な子供数の増加に伴う主食費に比べての副食費支出の相対的減少と云ふ傾向は、オ七、オ八表に於ても変わりない。尚飲食費の内嗜好品費については子供数の増加に伴い必ずしも減少せず寧ろ余り変わりない事は注目される。(特にオ八表)

尚以上の飲食物費以外の項目に就いて簡単に触れて置くと、光熱費に於ては子供数の増加に伴う規則的な递增が見られるが、住居費、被服費、雑費については、規則性は見られない。

最後に一般生活費及び育児費を含む総生活費を見ると、勿論一戸当り支出では子供数が多い程支出は増大しているが、之を消費単位に思ると、無子白帯と三子白帯では殆ど一〇〇〇円近く(無子白帯を一〇〇とする)と三子白帯は)の差が生ずる。尚一子と二子に於て二子の方が消費単位当りで

表10 育児費が総生活費中に於て占める割合(その1)

	A 一戸当り 総生活費	B 一戸当り 純育児費	B/A
一子白帯	13679.27	2353.88	17.21%
二子白帯	18239.90	3998.21	21.92
三子白帯	19792.89	3320.65	16.78

表11 (その2)

	A 一戸当り 総生活費	B 育児費 総額	B/A	子供の一戸当り平均消費単位
				一戸当り平均消費単位
一子白帯	13679.27	2685.10	19.63%	15.93%
二子白帯	18239.90	5678.63	30.80	30.76
三子白帯	19792.89	8996.41	45.35	44.35

寧ろ多いのは、二子白帯が三子白帯に比べて若干所得水準が高かった事(表9)に依るもので、同じ所得水準の場合には当然二子白帯で少くなるものと考えられる。

2、育児費と総生活費との関係  
まず純育児費の総生活費に対する割合では二子が最も高く、三子白帯が最も低くなっているが、

育児費総額を取って見た場合には子供数の増加に伴い増大する(表11)。(表10)併しその割合は消費単位より見た場合、子供の生活費が総生活費に於て占むべき割合の増加と略々同じである。

併し乍ら、之が三子白帯に就いては子供の増加は一般生活費に対する圧迫にはなり得ないことを意味するものでない事は先にも見た様に三子白帯に於ける一般生活費の切りつめ(特に飲食費に於ける)一般生活費に明らかに見られた様(及び育児費の増減傾向)とを考へ合はせて、寧ろ斯る比率以上を子供の養育に支出する事が不可能である程に一般生活費部分の支出の切りつめが行われている結果、子供数の増加の家計費に対する圧迫が、他の支出部門と同じ比率に

内

於ける育児費部分の増減によってカバーされている事に依るものと認められる。

### 三、富勢村農家白帯の育児費

1. 年令グループ別育児費

表12 富勢村農家白帯の年令グループ別一人当り育児費

乳児 種類	食費	牛乳代	食代	被服用品代	玩具代	保健衛生費	医療費	教育費	その他	総計
男(17)	900	—	182.59	510.29	15.59	—	—	—	176	719.23
女(49)	407	—	172.55	454.86	362	—	—	—	2069	555.79
平均(66)	587	—	176.26	475.35	804	—	—	—	1370	679.24
男(19)	1021	—	470.0	636.63	11421	579	—	12247	2079	97110
女(14)	286	—	5221	930.36	071	714	—	11479	4714	115621
平均(33)	709	—	49.64	757.79	77.58	636	—	11921	3197	104964
男(3)	—	—	46.67	1061.67	16000	1667	—	53667	3333	185501
女(6)	—	—	10.00	1187.50	—	—	—	15750	4323	139833
平均(9)	—	—	2222	1455.6	5333	556	—	28369	4000	155056

富勢村の有子白帯三六に就いても公務員のそれと比較する意味で年令グループ別の純育児費を算出



して見た。(オ一三表)この表を見て特徴的なことは、公務員自帯の場合には寧ろ年令の低いグループ程支出總額が高かつたのであるが富勢村の場合には寧ろ全く逆の傾向を示している事である。之は先づオ一に富勢村の場合には育児費の主な支出が被服洗濯品に集中されて居り、之が年令の大さくなると共に増加している事へこの場合被服費が公務員自帯のそれよりも、全体の平均で上廻つて居り、特に児童以上が高くなつて居るが、手持消費分が計算に入っていないので、この儘では比較はできない。之は寧ろこの調査の例数が少ない事と、一月一ヶ月の而る主として現金支出のみしか取れなかつた事等よりする偶然的結果であろう。然るの調査表をみて被服関係の支出は殆ど半生版、オートベルト等の新調であり、之を以て生活必需品以上の支出と見做す事は勿論できない。オ二に公務員自帯の場合近年令層の支出で特に大きな比重を占めて居る牛乳代、医療費、保健衛生費等が、之等の場合には殆ど見られない事は依ると思はれる。

次に之等専業主帯に於ける純育児費の支出構成を見ると、被服費、教育費等の必需費目の割合が非常に高く、次に固食費が幼児自帯に於て若干の比重を占めて居る他は、殆ど支出と云うに足る支出を採してはいない。

尚富勢村に於ては割合に多くの例数を得たので、性別の育児費を取つて見たが、之に依ると一般に女子の場合には被服洗濯品代の比較的多い事が観取される。

ニ、子女数別育児費

多子に依る貧困化の尙難は恐らく農村の場合に依り明瞭に現はれるであらうと云う見込で、一人当り純育児費及び子女数別の純育児費總額の年令グループ別の平均支出への換算額に対する比率を計算出し(オ一三、一四表)へ算出方法は公務員自帯の場合と同じへ更にそれを階層別に区分して計算して見た。(オ一五、一六表)

(17)

カ13表 富勢村農家台帯の子数別一人当り純育児費

	一子台帯	二子台帯	三子台帯	四子以上台帯	平均
食費	10.60	15.22		6.77	5.43
牛乳代		5.56		20.65	7.76
間食代	204.80	111.28	124.54	57.52	104.61
被服身用品代	188.00	586.25	545.23	792.06	616.38
玩具代	49.00	141.11	15.51	1.61	36.99
保健衛生費	24.00	9.45	6.15	3.23	6.77
医療費			7.52		3.19
教育費	22.00	135.67	47.36	79.68	73.96
その他	4.00	60.56	12.91	21.27	24.19
総額	502.40	1063.80	758.72	984.91	879.38
台帯数	5	9	13	7	34

註 四子以上台帯は、四子5、五子1、六子1である。

カ14表 富勢村農家台帯の子数別純育児費実支出総額の標準支出換算額に対する割合

	A. 実支出総額	子供一人当り実支出額	B. 標準支出換算総額	子供一人当り標準支出額	A/B
一子	2512.00	502	3766.60	753.32	66.7%
二子	19152	1064	18265.60	10147.5	104.9
三子	29601	759	31541.16	808.74	93.8
四子以上	30535	985	30212.80	9746.1	101.1

表15 富勢村農家古帯の階層別に見た子供数別の一人当り純育児費額

	外勤古帯	五反未満	一町五反未満	一町五反以上
一子	(1) 840.00 <sup>円</sup>	(3) 409.00 <sup>円</sup>	円	(1) 445.00 <sup>円</sup>
二子		(12) 770.30	(2) 550.00	(6) 1592.17
三子	(9) 821.89	(15) 492.87	(9) 1144.67	(4) 1373.75
四子以上		(9) 835.00	(18) 831.05	(9) 827.22

註：( )内は例数

表16 富勢村農家古帯の階層別に見た子女数別純育児費実支出総額の標準支出換算額に対する割合

	外勤古帯	五反未満	一町五反未満	一町五反以上
一子	123.67%	50.95%	%	65.51%
二子		88.22	63.63	157.67
三子	114.09	65.05	142.60	79.30
四子以上		80.48	90.41	171.98

之等の表にみられる様に富勢村の場合には子供数の増加に伴う一人当り純育児費の通減という傾向は見られず、寧ろ一子の場合が最も低く、二子が最も高くなっているが、三、四子に於て必ずしも通減の傾向を示さない。

次に育児費を農家階層別に見る事にしよう。先づ一人当り純育児費をその総額から見ると、五反未満が最も低く、外勤古帯、一町五反未満、一町五反以上と順次高くなっており、五反未満と一町五反以上では倍以上の開きが認められる。(オ一七表)そして一町五反以上層では被服、娯楽品代は勿論、教育費、玩具代、肉食代等に於て他に比べて比較的多くの支出が認められる事はこの階層の相対的余裕を示すものと云えよう。

才17表 富勢村農家世帯の階層別一人当り純育児費

	外勤世帯	五反未満	一町五反未満	一町五反以上
食費	円	4,57	7,24	7,41
牛乳代		2,70	22,07	
間食代	153,70	83,97	104,66	120,59
被服身廻品代	634,50	441,46	637,90	364,41
玩具代	3,50	8,51	2,41	177,65
保健衛生費	27,00	2,70	6,55	4,12
医療費		8,03		
教育費	3,00	17,70	61,28	123,65
その他	2,00	29,73	13,90	37,65
総額	823,70	659,37	969,01	1340,28
例数	10	37	29	17

才18表 富勢村農家世帯の階層別純育児費総額の標準支出換算額に対する割合

	A. 実支出 総額	子供一人当り 実支出額	B. 標準支出 換算額	子供一人当り 標準支出額	A/B
外勤世帯	823,70	82,4	637,12	63,7	129,4%
五反未満	24497,00	659	31378,96	349	78,0
一町五反未満	26361,00	909	25487,56	879	103,4
一町五反以上	22788,00	1340	17995,56	1059	126,6

だが之は公務員階級の育児費の項でも述べた様に、支出を異にする様々の年令の子供が之等の層は異なる割合で混入してゐる訳であるから単純に比較するのは誤りなので、公務員の場合と同じく各年令グループ別の平均支出額を基礎にして各階級の純育児費をば年令グループ別の分布に応じて算出し、その実支出に對する比率を算出して見ると、(オ一八表)外勤階級が一三〇%と平均を三割超えて最上位にあり、次いで一町五反以上層の一三六%、一町五反未満層の一〇三%の順で、五反未満層は最も悪く平均の八割(七八%)を支出してゐるに過ぎない。そして之は、外勤階級が一般農家よりも消費水準が上であり、又農家の場合階級が上になる程生活の余裕も生ずるが故に(後の家計費の階級別の項参照)純育児費の支出も増大するのを見てよいであらう。そして特に外勤階級が食費、保健衛生費等の文化性の反映しやすい費目の支出が多く、後の家計支出に於ても認められた様に、都市的生活に一步近づいてゐる事が注目される。

#### IV 富裕村農家階級に於ける育児費の家計費との関係

##### 1. 家計費

オ一九、二〇表は子女数別の結果表であるが、之等の表を見て眼はつゝのは、各費目別支出の傾向が甚だランダムである事、又子供数の増加に伴う費支出の増加も規則性を持たず、時に純育児費を除いた一般生活費を思ふと三子以上では一、二子階級の六割位に近低下してゐる事へ勿論養育収入が主な収入である農家は於ては、収入の増加が家族の膨張に伴はず、家族員数の増加につれて生活水準が低下する傾向は都市の勤労階級よりも以上は強いのではないかと思はれるが、それはしても斯様な急激な低下は、それだけでは説明し切れぬものがある。(オ一八表)等であるが、之等は主に次に掲げた階級別家計費支出に於て見られる階級的な(之をば五反未満の最下層と一町五反以上の最上層を比較

オ19表 葛勢村農家世帯に於ける子女数別の一戸当り家計費(その1)

	無子世帯	一子世帯	二子世帯	三子世帯	四子以上世帯	平均
主食費	300.00	1328.60	785.28	330.00	325.57	557.28
副食費	1066.00	1104.00	1731.87	955.79	466.14	1179.87
嗜好品費	806.60	880.00	1163.67	1174.07	935.85	1044.30
食糧費総計	2072.60	3312.60	3680.84	2480.06	2227.56	2791.47
住居費	442.00	636.60	240.00	285.90	82.86	332.86
光熱費	573.80	631.20	772.33	562.43	371.27	544.19
衣料費	1322.80	2300.60	1781.89	2846.52	4531.28	2635.89
雑費	1534.40	1852.00	2904.22	856.22	1925.60	1834.88
実支出総額	5945.60	8740.00	9379.28	7031.11	9138.57	8076.57
実支出外支出	20.00	50.00		52.23	28.58	23.24
総家計費	5965.60	8790.00	9379.28	7083.34	9167.15	8099.81

オ20表

(その2)

	一子世帯		二子世帯		三子世帯		四子世帯	
	一般生活費	純育児費	一般生活費	純教児費	一般生活費	純育児費	一般生活費	純育児費
主食費	1328.60		785.28		330.00		325.57	
副食費	1093.40	10.60	1694.34	37.55	955.79		844.71	121.43
嗜好品費	675.20	2040.8	941.11	222.56	820.45	373.62	672.14	263.71
食糧費総額	5097.20	215.40	3420.73	260.11	2106.44	373.62	1842.42	885.14
住居費	636.00		240.00		285.90		82.86	
光熱費	631.20		772.33		562.43		371.27	
被服費	3112.60	188.00	688.00	1173.89	1210.82	1635.68	1023.57	3507.71
雑費	1260.00	97.00	2210.57	673.55	589.37	266.85	1457.02	468.58
実支出総額	7737.60	502.40	7251.73	2127.55	4754.96	2276.15	4777.14	4861.43

すると、一戸当り平均総支出に於て六二〇九円、一四〇七円、消費單位当り実支出に於て二〇九七円、四四五九円、と略々二倍の開きを持つて居り(オニ一表)家計支出の構造から見ても後述の如く非常に異つてゐるに依るものであろう。

即ちこの子女数別の区分の内には家計支出の水準と性格を異にする諸階層に属するものが混入してゐるが

表21 富野村農家百帯の階層別家計費(一戸当り)

		外勤百帯	五反未満	一町五反未満	一町五反以上	平均					
家計	支出	實費	一般生活費	飲食費	主食類	1137.00	646.81			468.58	
					小食料類	50.00	75.00	83.63	11.33	63.16	
					外食	26.00	37.72		16.67	25.54	
					小計	1215.00	761.53	83.63	28.00	557.28	
					副食類	455.00	129.89	140.60	171.67	180.22	
					魚介類	391.20	274.00	238.75	561.47	327.51	
					肉卵乳類	76.40	15.56		167	18.16	
					油脂調味料	442.20	555.00	646.63	940.50	622.08	
					小計	1334.80	974.45	1025.98	1675.51	1147.97	
					嗜好品費	茶葉子その他	161.00	109.06	210.00	282.50	166.03
					酒	260.00	174.94	144.38	420.83	219.70	
					煙草	356.00	426.22	464.38	328.33	409.11	
					小計	777.00	710.22	818.76	1031.66	794.84	
					計	9326.80	2446.20	1728.37	2735.17	2700.89	
					住宅費	住宅費	440.00	113.89	401.25	256.67	267.78
家具什器	98.60	61.67	36.98	85.00	65.08						
小計	538.60	175.56	438.13	341.67	332.86						
光熱費	276.00	588.06	551.00	627.00	544.17						
被服費	2946.00	406.56	1240.00	1850.83	1165.76						
保健衛生費	294.60	64.94	83.75	91.67	104.33						
図書娯楽費	103.00	156.94	271.13	182.33	178.46						
交通通信費	322.00	75.7		810.00	183.51						
交通際	17.00	4			2.30						
交際費	258.00	449.44	336.25	1414.17	581.03						
雑費	353.00	275.00	216.88	1081.67	437.41						
純育兒費	2061.75	1626.47	3295.74	3255.41	2044.53						
合計	10496.75	6196.56	8200.65	12389.92	8076.57						
妻小計	貯蓄	30.00	12.78	12.50	16.67	14.56					
	保健料			12.50		3.68					
	計	30.00	12.78	25.00	16.67	23.24					
合計	計	10516.75	6209.34	8285.65	12406.59	8099.81					

故に、斯様な費目別の不規則性が生じ、又總支出額について、一、二子の支出が、三、四子の支出が、低くなるのは、我々が便宜的に区分した階層の内、比較的消費水準の高い外勤百帯と一町五反以上の上層農家の子供が割合に少く、一、二子層により多く混入し。之に反し比較的消費水準の低い五反未満層及び一町五反未満層農家の子供が割合に多く、三、四子層により多く混入している結果で

オ22表 富勢村農家右帯の階層別一戸当り家計費  
(純育児費分も該當費目に配分)

	外勤右帯	五反未満	一町五反未満	一町五反以上	平均
主食費	1215.00	761.53	83.63	28.00	557.28
副食費	1334.80	992.39	1132.23	1693.51	1179.89
嗜好品費	1161.25	917.35	1198.14	1324.52	1044.30
A食糧費総額	3711.05	2671.27	2414.00	3046.03	2781.47
住居費	538.60	175.56	438.13	341.67	332.86
光熱費	276.00	588.06	551.00	627.00	544.19
衣料費	4534.75	1495.49	3733.13	3950.09	2635.58
雑費	1436.85	1266.18	1123.89	4425.13	1834.88
B費支出総額	10496.75	6196.56	8260.65	12389.92	8076.57
A/B	35.35%	43.11%	29.22%	24.58%	34.44%

あると見做される。

オ23表 富勢村農家右帯の階層別消費単位当り家計費  
(純育児費分も該當費目に配分)

	外勤右帯	五反未満	一町五反未満	一町五反以上	平均
主食費	450.00	257.19	21.79	10.06	178.82
副食費	1194.37	435.15	295.04	608.58	378.17
嗜好品費	430.89	309.81	312.22	475.93	334.71
食糧費総額	1374.46	902.15	629.05	1094.51	591.50
住居費	179.48	59.29	114.17	122.77	106.69
光熱費	102.22	178.60	143.58	725.30	174.42
衣料費	1679.54	505.06	972.93	1419.36	844.74
雑費	531.78	427.62	292.87	159.006	588.10
費支出総額	3887.68	2092.72	2152.60	4452.00	2605.45
費支出外支出	741	432	651	599	745
総生活費	3895.06	2097.04	2159.11	4457.99	2612.90
消費単位	2.7	2.96	3.84	2.78	3.12



次に階層別の家計支出についてみると。先づ一戸当り總生活費に於ては一町五反以上の上層農家が二四〇七円と最も多くを支出し、外勤自帯と一町五反未満が之に次ぎ、五反未満の下層農家に於ては六二〇九円に止つてゐる。斯様な傾向はオニ三表の消費単位当りの總生活費に於ても同じであり五反未満の方が家族員数が多し故に用きは更に大きくなつてゐる。一町五反以上は四四八円に對し五反未満は二〇九七円。

所で斯様な總生活費に於ける差異は家計支出の費別別構成に於て如何なる相違となつて現れてゐるであらうか。

### ① 飲食費

主食費に於て外勤自帯及び五反未満層の支出の多いのは、之等の内に配給に依存する自帯が存在する爲であり、外勤自帯の蔬菜類への支出の多いのも若干は現物自給の不可能の故と思われる（オニ一表）。所で魚介類以下の欄は原則として購入に依るものが大部分であるが、之等の支出額を更ると殆ど何れもが略先の總生活費支出の順位に對定してゐる。たゞ煙草代の場合にはむしろ消費水準の低い中小層農家に多し事丈が注目される。

### ② 被服費

家計費支出に於ける階層差が明瞭に表われるのは、先の副食嗜好品費について被服費である。オニ一表でみると最も支出の多いのは外勤自帯であり、次が一町五反以上層、一町五反未満層、五反未満層となつてゐる。五反未満の支出は外勤自帯のノブに過ぎない。オニ一表では子供のための費用は省かれてゐる訳であるが、之を含めたオニ二、三表のそれを取つてみても傾向は同じである。消費単位当りで見えた場合（オニ三表）、五反未満は外勤自帯及び一町五反以上層のノブ位しか支出してゐない。勿論之は手拭分の消却が含まれてゐないのではあるが、それを

あつた場合は、その傾向は疑らざるを考えてよいであらう。

④ 雑費（保健衛生費、雑費）

食費、居住費、娯楽費、被服費を一庶民の生活に不可欠の恒常必需品と見た場合、保健衛生費以下の雑費は文化的性格の強い費用であり、生活水準の差が明確に現はれ易い項目である。そこで先づその階級を認めると、オーストリアの子供の給食費の支出を以て一般生活費中の雑費（保健衛生費）と雑費の間の階級（）は、一階級以上層の五八〇円、二階級の二一三四円、三階級の二四八〇円、四階級の二五八〇円、五階級の二六八〇円と大差を明かして見ている。そして之に實際費額を加へた場合は、階級を傾向は不変であり（オーストリア）消費階級当り支出を以て見れば（オーストリア）一、二階級以上層の支出の二五に当るにすぎない。尚雑費を細目別に見ると、娯楽費、被服費が毎年の消費でも明確に現れ、いふと衣類、娯楽費の費用の上層階級の支出がとび出でて大差の差、資料に於ける文庫階級が之等の消費費を中層に行かれていゝの証と見れば、いふと疑われない。

以上を計支出に於ける階級的消費費のついで之等の結果をのらみとれるものといふのであつたらう。娯楽費、被服費を光熱費に於けるものと階級差は明らかでない。之は住居費が主に娯楽費、被服費、娯楽費の階級の差が階級差の中層に、娯楽費階級の差が階級の差を強く示し、光熱費については、階級差が階級の差を強く示す。

⑤ 食費と衛生費との階級

食費と衛生費が衛生階級内は、於て、階級の差が階級の差に現れ、子供数が多くなるにつれて、食費の割合が、階級の人以上では、食費階級の差が階級の差に現れて居り、若し之に共同分として一般生活費内を食費に含めると、階級の差を強く示す階級の差に現れる。そして之を階級の差に於

オ24表 純育児費が総生活費内に於て占める割合(その1)

	A. 一戸当り 総生活費	B. 一戸当り 純育児費	B/A
一子自帯	8,277 <sup>円</sup>	502,160	6.07%
二子自帯	9,377.28	2,127.55	22.68
三子自帯	7,063.34	2,285.84	32.33
四子以上自帯	7,162.18	4,375.72	61.17

(その2)

	A. 一戸当り 総生活費	B. 一戸当り 純育児費	B/A
外勤自帯	10,516.75 <sup>円</sup>	2,011.75	19.60%
五反未満	6,207.34	1,653.14	26.50
一町五反未満	8,285.65	3,307.64	40.92
一町五反以上	12,406.57	3,255.41	26.24

く、之等の層に男子家庭が要しと云う事及びそれに比べての総生活費の様の狭さが育児費部分を相対的に大きくしているにすぎない。

▽ 都市公務員自帯と農村雇家自帯の育児費及び家計費の比較

尚最後は以上の結果に基づき、都市生活者と農家に於ける育児費及び家計費支出の差異について簡単に比較して見る事にする。オ26表について見ると一人当り純育児費の総額に於ては、公務員自帯一六七三円に対し農家自帯はその約半分の八七九円しか支出して居らず、又その費目別の比較に於て

ける一般生活費が三四子自帯で一子の子六割位に低下している事、兼考之合わせると、都市生活者に比べて生活水準の低い農家自帯の家計に於ては、先に述べた様な窮乏な育児費支出と云へども、全家計に取って遙かに大きな圧迫になる事が明らか認められる。又階層別の表に於て生活水準の低い五反未満、一町五反未満に於て育児費の占める割合の大きいのは、之等の階層が育児費に対して強い関心を持っているが故ではな

表 公務員世帯と農家世帯の  
子供一人当たり消費費の比較

	公務員世帯	農家世帯
食 費	1,051.78	810
牛 乳 代	220.70	220.70
副 食 代	316.11	1,046.1
被服制鞋代	530.42	620.00
理 髪 代	66.49	26.79
保健衛生費	73.49	4.77
園 遊 費	107.69	21.77
教 育 費	127.02	72.46
その他	52.78	24.17
總 額	1,672.09	879.10
税 金	57	7.10

農家世帯の場合、更に之を消費用途に照る場合明らかなる支出の差異が認められる事が先述の如くであり、最も消費費支出の多い一項目は食費であり、更に之を細分すると、牛乳代、副食代、被服制鞋代、理髪代、保健衛生費、園遊費、教育費、その他、税金の順に支出額が減少する。農家世帯の場合、一人当たり食費は、一人当たり食費の文化水準が異なるのであるが、最も支出額の多い食費及び食費支出の額は、一人当たり食費の文化水準に依り、同じく農家の場合は、特に下層農家に於ける育児費支出の額は、食費に次ぐものである。

所て以上の様な相違は、単に消費費に於いてのみならず、更に一般生活消費部門は、概して同じである。オミテ表及び三八表を照ると、及び食費に關しては、主食費及び野菜は農家の理物支出が計算されていぬが、故に考慮外に置くとして、特に食費、肉卵乳類、茶菓子等の消費に於ては、農家世帯は公務員世帯の半ばにも達しない。併し調味料の支出は、双方同じ位であるが、之も公務員世帯

も被服制鞋費以外（被服費が農家世帯で高い理由は、先に述べた通り）金銭の消費に於て、農家世帯の差が、食費に少く、特に牛乳代、保健衛生費、医療費で差が著しいのは、明らかである。食費に於ける消費水準並びに文化水準の低さを認めておるのであり、しかも公務員世帯の育児費でさえも、先の農家世帯の消費水準を越え、満ちに止ってはいない。考へると、斯くの育児費が如何に三セクラブルであるかが理解される。しかも

表 27 公債の発行と地方自治体の財政と

都府県	市	町	村	公債の発行額 (千円)			
				昭和10年	昭和11年	昭和12年	昭和13年
東京	東京市	豊島区	荒川区	1,474,771	2,127,271	4,127,271	5,000,000
	板橋区	練馬区	足立区	827,271	8,000,000	4,000,000	4,771,271
神奈川	横浜市	川崎市	相模原市	87,271	8,000,000	2,127,271	2,771,271
	横須賀市	鎌倉市	藤沢市	2,347,271	1,571,271	2,771,271	6,771,271
千葉	千葉市	市川市	船橋市	4,457,271	8,771,271	1,871,271	2,271,271
	浦安市	習志野市	船橋市	4,271,271	4,571,271	9,271,271	4,471,271
茨城	水戸市	宇都宮市	前橋市	2,271,271	5,271,271	1,271,271	1,271,271
	高崎市	宇都宮市	前橋市	1,471,271	8,771,271	4,271,271	7,771,271
群馬	高崎市	前橋市	桐生市	4,271,271	2,127,271	1,471,271	1,471,271
	前橋市	桐生市	高崎市	4,271,271	2,127,271	1,471,271	1,471,271
栃木	宇都宮市	前橋市	高崎市	1,471,271	8,771,271	4,271,271	7,771,271
	高崎市	前橋市	宇都宮市	4,271,271	2,127,271	1,471,271	1,471,271
埼玉	さいたま市	川崎市	浦和市	1,471,271	2,127,271	4,127,271	5,000,000
	浦和市	川崎市	さいたま市	1,471,271	2,127,271	4,127,271	5,000,000
東京	東京市	豊島区	荒川区	1,474,771	2,127,271	4,127,271	5,000,000
	板橋区	練馬区	足立区	827,271	8,000,000	4,000,000	4,771,271
神奈川	横浜市	川崎市	相模原市	87,271	8,000,000	2,127,271	2,771,271
	横須賀市	鎌倉市	藤沢市	2,347,271	1,571,271	2,771,271	6,771,271
千葉	千葉市	市川市	船橋市	4,457,271	8,771,271	1,871,271	2,271,271
	浦安市	習志野市	船橋市	4,271,271	4,571,271	9,271,271	4,471,271
茨城	水戸市	宇都宮市	前橋市	2,271,271	5,271,271	1,271,271	1,271,271
	高崎市	宇都宮市	前橋市	1,471,271	8,771,271	4,271,271	7,771,271
群馬	高崎市	前橋市	桐生市	4,271,271	2,127,271	1,471,271	1,471,271
	前橋市	桐生市	高崎市	4,271,271	2,127,271	1,471,271	1,471,271
栃木	宇都宮市	前橋市	高崎市	1,471,271	8,771,271	4,271,271	7,771,271
	高崎市	前橋市	宇都宮市	4,271,271	2,127,271	1,471,271	1,471,271
埼玉	さいたま市	川崎市	浦和市	1,471,271	2,127,271	4,127,271	5,000,000
	浦和市	川崎市	さいたま市	1,471,271	2,127,271	4,127,271	5,000,000
合計				2,975,000	2,210,000	2,210,000	1,000,000

市の方が一歩  
 り消費単位が少  
 いから、消費単  
 位当りでは公債  
 発行額の方が多  
 くなる。唯、運  
 賃はついでに  
 市の消費の少な  
 りが原因で、公債  
 の発行額が少く  
 なるが、これは  
 公債の発行額は  
 市の消費の少な  
 りと無関係に  
 行われるという  
 点も考慮する必  
 ずである。これ  
 により、公債の  
 発行額は市の消  
 費の多寡と無  
 関係である。

オ2日表 公務員自帯と富郷村農家自帯との消費単位当り家計費の比較(純育児費を該当費目に配分)

	都市公務員	実支出総額に対する各費目支出の割合	富郷村農家	実支出総額に対する各費目支出の割合
主食費	730.93	15.87%	178.62	6.84%
副食費	1456.44	24.90	378.17	14.51
嗜好品費	566.76	9.71	334.71	12.87
食糧費総額	2754.03	50.50	891.50	34.24
住居費	438.56	7.50	106.69	4.08
光熱費	344.00	5.88	174.42	6.69
被服費	681.16	11.68	344.74	12.42
雑費	1431.04	24.47	588.10	22.57
実支出総額	5849.19	100%	2685.45	100%
(一戸当り)消費単位	2.55		3.12	

から然つて相当高い事が注目される。(オ2日表一戸当りでは公務員六四%に対し農家一四、四%)。オ二日表消費単位当りでも公務員一、七%、農家三、四%)。最後の雑費の項目では交際費を除く全てに於て公務員自帯の方が遙かに多く、都市自帯の消費水準の高さを示している。そして以上を合計した総額では、一戸当り実支出に於ては公務員一四八、六円に対し農家八〇、七六円、又消費単位当り

率が注目される。住居費及び光熱費に就いては居住様式の差違及び農家自帯に於ける燃料自給分の不明なため、この二種の比較は不可能であるので、次の衣服身運費を認むると之に就いては寧ろ農家自帯の方が多くなっている。併し之も一ヶ月の現金支出のみであり、手持分が顧慮されては居ないので、このまゝの比較は進かしが。尤も尚農家自帯に於て現金支出割合全体に於ける燃料費支出の割合

では公務員五八四九円に対し、農家二六〇五円と倍以上隔いて居り、農家の場合之に食糧及び燃料の  
額の自給が加わるにしても、兩者の差は明らかである。

尚、支出に対する純増見費支出の割合が、農家の方が寧ろ多くなっているが、之は農家の方が予  
供数が豊く、又総家計費の枠の狭さが、農家費部分を相対的に大きくして居る爲である。